

広島県告示第二百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によつて、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成二十年三月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十年三月六日

広島県知事 藤田雄山

一 道路の種類 県道	二 路線名 広島三次線	三 道路の区域
---------------	----------------	---------

区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
安芸高田市甲田町高田原字行久二二四七番二地 先から 安芸高田市甲田町高田原字行久二二〇九番八地 先まで	新 三・八〇 一〇・五〇～三	三・六〇 三・八〇～一	四〇三・〇〇	
	四〇三・〇〇			
	拡幅			